

総合計画の策定と運用に関する条例の検討結果について

栗山町議会は、まちづくりの指針でもあります第5次総合計画について、中間年を迎えることから、事業の進捗状況等を踏まえ、基本計画（実施計画と展望計画で構成）の見直しを行いました。併せて、総合計画の策定や運用のプロセスにおける住民参加などを主題とする総合計画の総合的なルールを条例化できないか議会として鋭意検討し、議会として「総合計画の策定と運用に関する条例案」（以下「総合計画条例案」という）をまとめました。

さらにこの総合計画条例案を含む最終報告書においては、この条例案を町政全体の中に位置づけるため、早急に自治基本条例の検討委員会等を設置することと、住民、議会を交えた今後の栗山町の住民参加のあり方を議論する場を設置することを行政側に強く求める議会の意見を付しました。その結果、行政側から、平成24年4月から自治基本条例策定委員会を発足させ、その中で総合計画条例案についても、自治基本条例の制定時に併せて制定する旨の打診があったことから、議会としては、この総合計画条例案の実現を新たなプロセスに委ねることにしました。

公共事業の選択は今までは国の補助率のよい事業を選択してきましたが、これからは地域の必要性で決める時代です。ただし、その必要性を首長や議会の都合で決めるのでは意味がありません。地域主権は、首長や議会の権限を大きくすることではなく、住民の権限を大きくすることですから住民の意思に基づいて決めてこそ意味があります。

栗山町議会は、議会基本条例第8条において、総合計画の基本計画までを議決事項に追加しています。本計画の推進にあたっては、今後の社会変化に適確に対応していくためにも、事業の厳正な精査を含め、つねに財政の健全運営に努めていかなければなりません。

また、町民に過重な負担を強いることのないように、自主的で安定的な地域づくりを進めていくためにも、適切な情報公開と十分な住民参加を基本として、町民と共有できる総合計画の推進を図る体制を構築するよう議会としてもいっそう努力する所存です。

■検討事項

平成22年2月2日の議会運営委員会において「総合計画の策定と運用に関する条例策定委員会」の設置を決定し、地域主権、町の責務、財政規律、情報公開と住民参加など今後の総合計画に必要な事案を議会として検討した。また、具体的なテーマとして、「総合計画の策定と運用に関する条例」についても検討を重ねた。

(1) 総合計画条例を制定する意義

- ①町が地域経営として考えなければならない基本ルール
- ②持続性・安定性・柔軟性ある自治体運営・政策の質の向上
- ③町の将来を見据えた財政規律
- ④今まで経験していない超高齢化社会に対応するもの

(2) 条例化の必要性

①地域主権（自己決定、自己責任）

国、道と市町村との役割、分担、ルールが変わる。地域の政策は地域で決める（財政規律は国の責務から町の責務へ）

②町の責務（町の借金はだれの責任か）

改めて町民、町長、職員、議会の4者の権利、責務を明確化する。すべての事業に優先順位をつけ町民自らが選択できる仕組みに（「あれもこれも」から「あれかこれか」）⇒財政規律に特化した総合計画

③情報公開と住民参加

住民がいつでも情報を見ることができ、積極的に参加できる仕組みに

④2008年2月20日 第2回定例会 議案第12号 栗山町新総合計画基本構想及び基本計画の設定について（付帯意見）の検証